

[事案 2019-163] 新契約無効請求

・令和2年3月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年5月に乗合代理店を通じて契約した限定告知型の医療保険について、告知時、がんが治っていなかったため、募集人に告知する必要があるかどうか確認したところ、募集人は告知不要と説明したため、告知しなかった。自身の健康状態では、本来であれば、本契約を締結できなかったところ、募集人の虚偽説明により締結してしまったことから、契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

告知書の記入に関する説明について、募集人は告知書の各項目を読み上げて説明しており、申立人が主張するような告知に関する虚偽説明は行っていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は告知義務違反による解除もされておらず、申立人は実際に保障を受け不利益を被っておらず、また、募集人の虚偽説明も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。